

米国のS&L業界は、1980年代の危機によって壊滅的な打撃を受け衰退の一途をたどっていたが、90年代半ばから、非銀行部門からの銀行参入の手段としてS&Lが見直されるようになった。事業会社の銀行業務参入のループホールとして注目されたためである。しかし、このような動きに対して、99年11月のグラム・リーチ・ブライリー法(GLB法)は、新たな規制を設け、小売業などの非金融部門によるS&L所有の道を塞いだ。一方で、GLB法は、金融持株会社の下での銀行、証券、保険の結合を認めたが、証券会社や保険会社が銀行業務に進出する場合、S&Lの支配は、狭義の銀行を傘下に収めることに比べ、要件が緩いという制度的な格差がある。このため、S&Lの利用価値は依然として大きく、S&Lを兵站として利用する総合金融サービス化の動きは、今後とも続くと思われる。また、証券会社や保険会社のS&L支配理由は、パーチャルバンクを設立するもの、決済機能を獲得するもの、信託機能の確保など多彩である。以上のような流れを踏まえ、主に以下の点について報告の予定である。

#### 1. S&L業界の動向

S&L機関数、収益、資産等から、機関数は大幅に減少しているが、収益は向上しているという、S&L業界の動向を概観する。また、1996年の法改正によって、FICO債の利払い問題が解決され、預金保険料負担について、銀行とS&Lの格差が解消されたことは、S&Lの収益改善に貢献すると同時に、他部門からの進出を促す契機となった。

#### 2. GLB法の枠組み

銀行持株会社法、GLB法による改正前のS&L持株会社法・同改正後のS&L持株会社法の比較によって、非銀行部門による預金業務進出の法的な枠組みを検証する。また、GLB法による改正後の、銀行持株会社あるいは金融持株会社と、S&L持株会社の枠組みを比較、証券会社や保険会社による銀行機能の獲得という観点から、S&L持株会社の利用価値を検討する。

#### 3. 非銀行部門によるS & L 所有実態

これまでの非銀行部門によるS&L所有事例を検討する。小売業や電話会社などからの進出例もあるが、その多くは、証券・保険である。一般事業法人からの進出は、話題性には富むが、現実の問題として、どの程度のニーズがあるか、評価は容易ではない。また、証券・保険からの進出動機は多様である

#### 4. 日本との比較考察

米国の制度と比較すると、日本の制度は、ある金融機関の機能の一部を取引の対象とするような仕組みが未整備である。コンピュータや通信技術革新の結果、機能としての銀行と企業体としての銀行を区分して取扱うことが可能となった。S&Lは、そのような動きの渦中にあると解されるが、日本は、機能と事業体を分離して把握する思想や制度に、遅れがある。